



弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容

- 東京オリンピックのロゴ問題～商標権について
- 医師に1000万円を超える賠償責任～セクハラ裁判で高額な責任
- セミナー情報

●東京オリンピックのロゴ問題～商標権について

2020年に行われる東京オリンピックですが、開催までいよいよ5年後に迫ってきました。準備が進んでいく中で国立競技場の建設費問題などが連日報道されていますが、先日発表された東京オリンピックのロゴについても、議論がなされています。

発表されたロゴがベルギーのリエージュ劇場のロゴと似ているとリエージュ劇場のロゴを制作したデザイナーが問題視しています。



(引用: Olivier Debie 氏の facebook ページ
<https://www.facebook.com/olivier.debie.5?fref=ts>)

○商標権と著作権

こうしたデザインに関する法的問題について考えるに当たっては、知的財産権の分野で取り扱われている、「商標権（商標法）」や「著作権（著作権法）」の観点から検討が必要です。商標権と著作権の特徴、違いは主に以下のとおりです。

商標権（商標法）

- ・商標（マーク）に権利を与えることで当該商標を使用する者の業務上の信用を与え、産業の発展と需要者の利益に資することを目的としている。
- ・登録制（特許庁への申請が必要）
- ・著作権のような創作性は不要。文字商標も登録可能。

著作権（著作権法）

- ・著作物を保護することにより、著作者の権利保護と文化の発展を目的としている。
- ・無方式主義（申請は不要。創作した時点で権利は発生）
- ・著作権（複製権など）と著作者人格権の2つがある。

弁護士法人 デイライト法律事務所

博多オフィス 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階

電話番号: 092-409-1068 FAX: 092-409-1069

小倉オフィス 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野2-12-21SSビル8階

電話番号 093-513-6161 FAX 093-513-6162

e-mail: info@daylight-law.jp 電話受付時間: 平日午前9時～午後9時

事務所サイト www.daylight-law.jp 労働問題専門特化サイト www.fukuoka-roumu.jp



この記事についてのお問い合わせは西村までお気軽にどうぞ。



商標権と著作権のどちらにも、権利を侵害されている場合には、損害賠償請求に加えて、使用の差止めを求めることができます。したがって、東京オリンピックのロゴがリエージュ劇場のロゴの商標権若しくは著作権を侵害していると認められる場合には、ロゴを使用することができないということになります。

○商標権からの検討

商標については、先願主義というルールがあります。文字通り、先に商標登録出願をして、登録されたものに優先的な効力が認められるというルールです。

報道によれば、今回のリエージュ劇場のロゴは商標登録をしていないようです。したがって、東京オリンピックのロゴは、商標権の侵害にはならないということになります。

では、仮に、リエージュ劇場のロゴが商標登録されていたとしたらどうでしょうか？「全く似ていない。」「全然違う。」ともいえないと思われます。皆様はどのようにお考えでしょうか？

この点、商標の類似性については、商標の「外観」、「呼称」及び「観念」のそれぞれの判断要素を総合的に考慮して、判断されます。「外観」は、当該商標の見た目、「呼称」は、商標の呼び名、「観念」は商標の構成から読み取れる意味です。

この3点の考慮事項を用いて、「一般的な取引者、需要者」を基準に類似しているかどうかを判断します。「一般的な取引者、需要者」とは、商標（マーク）を見て買い物をしたり、サービスを受けている消費者です。

今回のロゴについて検討すると、まず、呼び名や観念の同一性はありません。

そこで、外観上の類似性、同一性の問題になりますが、図形の部分については右上の赤い丸が東京オリンピックのロゴには入っており（日の丸の赤だといわれています。）、消費者から見て識別困難だとはいえないと考えられます。また、このロゴには、「TOKYO 2020」という文字とオリンピックのマークが下に付されており、こうした点からしても、商標の類似性はないと判断される可能性が高いでしょう。

○著作権からの検討

では、著作権侵害にはならないでしょうか。

著作権の侵害に該当するかどうかについては、「問題とされている作品を見たときに、著作物に依拠していることが直接感得できるか」という基準で裁判実務上検討されています。言葉をかえると、「この作品はあの作品をマネして作ったんだ。」と一般の人が判断するようなものであれば、著作権の侵害になります（複製権若しくは翻案権の侵害）。

今回のロゴに当てはめてみると、リエージュ劇場のロゴと東京オリンピックのロゴは確かに似ている点もありますが、上述した右上の赤い丸や三角部分が離れていることなどもあって、直ちにマネしていると断言することは難しいといえます。

また、リエージュ劇場のロゴは、アルファベットの「T」と「L」を重ねたものとされており、誰もマネできない独創性に優れたものとまでは評価できず、そもそも著作権で保護されるかどうか微妙なものです。つまり、キャラクター等のように具体的な特徴が多ければ多い程、保護される範囲は広くなるのです。

したがって、東京オリンピックのロゴは、



リエージュ劇場の著作権も侵害していないと考えられます。

IOCも現時点では、デザイナー側の問題視に対して、批判は当たらないという態度をとっています。もっとも、デザイナー側は差止めを法的に求めたとの報道もあり、今後の動向が注目されます。なお、この問題の後、バッグのデザインの盗作が判明しました。こちらの方は、スタッフが第三者のデザインを使用したことを認めています。

○商標登録のメリット

企業活動において、自社の商品やサービスに用いるロゴはとても重要なものです。多くの企業では、ロゴに意味を込め、理念を表すものとしても使用しています。当事務所のロゴも深刻な悩みを抱えるクライアントに対し、「希望の光を与えたい」という思いが込められています。

<http://www.daylight-law.jp/120/12001/>

このような重要な役割を果たしているロゴについては、著作権法よりも商標法で保護することを考えるべきです。

先ほど説明したとおり、著作権は無登録で発生するという特徴があるために、保護範囲が不透明になりがちです。また、ロゴは企業のイニシャルを用いて作られることも多く、文字のロゴの場合は、そもそも著作権で保護されない可能性もあります。

したがって、企業のロゴについては、商標登録を検討すべきです。ご不明な点は当事務所にご相談ください。

●医師に1000万円を超える賠償責任～セクハラ裁判で高額な責任

先月末に神戸地裁で医師に対して1126万円の損害賠償を認める判決が出されました。医師を訴えたのは、関西の私大に所属

する研究者の女性です。記事によれば、女性研究者は数年前から被告の医師と学会で知り合い、その後、共同研究を行っていたとのこと。この医師は、2年間にわたって、研究打ち合わせという名目で女性研究者の宿泊先ホテルに押しかけ、性行為を強要したり、暴言を浴びせたりしていたとされています。

この裁判で、医師は同じ企業に属している訳ではないため、通常の上司と部下の関係と違って、指導する関係にないとして、セクハラには当たらないと主張していました。

しかし、判決では医学教育の分野で圧倒的な地位や権力などを利用してセクハラを継続したという原告の主張を認めています。この点は、医師特有の側面が強いと考えられます。すなわち、多くの医師はそれぞれ医師会だけでなく、各専門分野の学会に加入しているのが通常です。そのため、学会での立場や地位を用いれば、受け手は断れないという状況に陥ってしまいます。これは、企業内の上司と部下の関係と同様です。

報道によれば、この医師は数多くの書籍を執筆しており、学会でも権威のある医師であったようです。そのような医師と共同研究を行っていた研究者であれば、ハラスメントを拒絶できない状況にあったと推測されます。

また、この女性研究者は、医師のセクハラによって、PTSDになってしまっています。セクハラが問題となる多くのケースでは、判決で1000万円を超える賠償責任が認められる例はこれまではそれほど多くありませんでした。セクハラの内容、程度によりますが、50万円～200万円前後が一般的です。

今回、1000万円を超える高額な損害賠償が認められたのは、単にショックを受けた



とか傷ついたというだけにとどまらず、PTSDという症状が医学的に認められたという点が大きく影響したと考えられます。

今回のケースのようにハラスメントとメンタルヘルスの問題は密接に関連しています。この点に関しては、10月に当事務所にてハラスメントセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

●セミナー情報

今後予定しているセミナーのご案内です。10月から番号通知も始まり、いよいよマイナンバー制度の開始が迫ってきています。是非ご参加ください。

○企業のためのマイナンバー対策セミナー

・日時:平成27年9月7日(月) 14:30~17:00

・場所:当事務所(博多オフィス)セミナールーム

・内容

第一部 マイナンバー制度の仕組みと実務

講師:みらい社会保険労務士法人 代表 城敏徳

第二部 個人情報漏洩問題の事例に学ぶ、賠償責任の傾向と対策

講師:当事務所弁護士 宮崎晃

・参加料:3000円(税別) 顧問先企業様は無料

大変人気が高いセミナーであり、定員に達することが予想されます。お早めにお申し込みください!

○企業のためのマイナンバー対策セミナー

・日時:平成27年9月9日(水) 14:00~17:00

・場所:小倉(アクサ生命北九州中央FA支社会議室)

・内容

第一部 マイナンバー制度の仕組みと実務

講師:みらい社会保険労務士法人 代表 城敏徳

第二部 個人情報漏洩問題の事例に学ぶ、賠償責任の傾向と対策

講師:当事務所弁護士 西村裕一

・参加料:3000円(税別) 顧問先企業様は無料

大変人気が高いセミナーであり、定員に達することが予想されます。お早めにお申し込みください!

○社労士のためのメンタルヘルス徹底対処法セミナー

・日時:平成27年10月23日(金) 18:00~21:00

・場所:アクサ生命保険(株)

北九州FA支社会議室

・内容

第一部 メンタルヘルス不調者への法的対応の実務

講師:当事務所弁護士,メンタルケア心理士

大坪 浩子

第二部 メンタルヘルス問題防止のためのハラスメント対策

講師:当事務所弁護士 田坂 幸

第三部 メンタルヘルス不調者相手の雇用契約終了の実務

講師:当事務所弁護士 西村 裕一

・参加料:3000円(税別) 顧問先企業様は無料

○メンタルヘルス徹底対処法セミナー

・日時:平成27年10月28日(水) 13:00~17:00

・場所:アクサ生命保険(株)

北九州FA支社会議室

・内容

第一部 メンタルヘルス不調者への法的対応の実務

講師:当事務所弁護士,メンタルケア心理士

大坪 浩子

第二部 メンタルヘルス問題防止のためのハラスメント対策

講師:当事務所弁護士 田坂 幸

第三部 メンタルヘルス不調者相手の雇用契約終了の実務

講師:当事務所弁護士 西村 裕一

第四部 企業が押さえておくべき助成金

講師:みらい社労士法人代表 城 敏徳

・参加料:3000円(税別) 顧問先企業様は無料

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

西村 裕一

電話番号: 093-513-6161

e-mail: nishimura@daylight-law.jp